

「EARTH, PLANETS AND SPACE」誌・学会間内規

1997年4月19日制定
2000年6月16日改訂
2013年5月31日改訂
2014年4月1日改訂
2016年3月11日改訂
2021年3月31日改訂

第1章 総則

- 第1条 合同欧文誌「EARTH, PLANETS AND SPACE」（以下、EPS 誌と略）は、地球惑星科学の成果を広く公開し、研究活動のさらなる発展を目的として発行される。
- 第2条 EPS 誌の編集・運営・発行は、地球電磁気・地球惑星圏学会、日本地震学会、日本火山学会、日本測地学会、日本惑星科学会（以下、各学会と略）の責任のもとに実施される。

第2章 役員・会議

- 第3条 EPS 誌編集委員会、Editorial Board 及び Advisory Board の設置
1. EPS 誌編集業務を行うため EPS 誌編集委員会を置く。
 2. 編集委員会は委員長、副委員長及び委員から構成される。
 3. 委員長は編集委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐する。
 4. 編集方針及び投稿・審査に関する手続き等については編集委員会が別途定めるものとする。
 5. EPS 誌の国際性を保つとともに審査校閲を円滑に遂行するため Editorial Board を置く。Editorial Board は編集委員会構成メンバーと海外編集委員で構成される。Editorial Board は専ら EPS 誌の投稿論文の審査校閲の業務を行うものとし、上記第4項に規定する業務には関与しない。
 6. 委員長の諮問のために Advisory Board を置く。Advisory Board は諮問委員から構成される。
- 第4条 EPS 誌編集委員会の委員長・副委員長・委員、及び海外編集委員・諮問委員の選出
1. 委員長は各学会の会長が召集する編集委員長選考委員会の議を経て選出し、各学会の会長がこれを委嘱する。委員長の数は1名とする。
 2. 同選考委員会は各学会から選考された選考委員をもって構成する。各学会からの選考委員は3名以内とする。
 3. 副委員長は委員長が同選考委員会と協議の上選出し、各学会の会長がこれを委嘱する。副委員長の数は2名以上とする。
 4. 委員、海外編集委員及び諮問委員は委員長が同選考委員会と協議の上選出する。
 5. 編集委員会、Editorial Board 及び Advisory Board の構成を以て同選考委員会は解散する。
 6. 委員長の任期は原則として4年とし、4年毎に委員長の改選を行う。ただし、再任は妨げないものとする。委員長の交代については、運営委員会は各学会長に編集委員長選考委員会の構成を要請する。
 7. 副委員長・委員・海外編集委員および諮問委員の任期は原則として4年とする。ただし、再任は妨げないものとする。任期の途中において副委員長・委員・海外編集委員および諮問委員の交代あるいは追加が必要となった場合には、編集委員会で協議の上、運営委員会の同意を得て決定される。副委員長については決定の後、各学会の会長がこれを委嘱する。
- 第5条 EPS 誌運営業務を行うため EPS 誌運営委員会を置く。
- 第6条 EPS 誌運営委員会の委員の選出
1. 委員は各学会から選出される。各学会からの委員は2名とする。出版助成金の申請者となる学会、および運営委員会議長あるいは会計責任者を選出した学会からは、運営委員会の同意を得てそれぞれ委員補佐を若干名選出できるものとする。委員補佐は議決権を持たない。
 2. 議長・会計責任者は、委員の互選により選出される。会計監査は議長が各学会長との協議に基づき選

任する。

3. 議長は EPS 誌の運営業務を統括し運営委員会を代表する。会計責任者は金銭の収支を管理し予算・決算案を策定する。会計監査はこの会計責任者の職務を監査する。
4. 委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第 3 章 会計

第 7 条 EPS 誌の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

第 8 条 EPS 誌の運営に必要な経費は、原則として各学会の EPS 誌出版事業分担金、出版助成金、ならびに出版事業の収益によってまかなうものとする。

第 9 条 EPS 誌出版事業分担金の額については別途定めるが、各年度の支払期限は 6 月末日とする。

第 10 条 出版助成金については申請者が所属する学会で会計処理を行うものとし、出版助成金の会計責任者がその金銭の収支を管理する。

第 11 条 EPS 誌運営委員会は EPS 誌の出版事業の収支が適正に保たれるようにつとめる。また、準備金として EPS 誌運営委員会基金を設置する。

第 4 章 その他

第 12 条 EPS 誌編集・運営に対する参加学会の入会・退会は、EPS 誌運営委員会の議を経て承認される。

第 13 条 本内規の改正は、EPS 誌運営委員会の議を経て決定される。